

補助金調書

補助金名	地域主体の生活交通確保支援補助金			担当課 (連絡先)	住宅都市局都市計画部交通計画課 (TEL 092-711-4393)
交付先	<input type="checkbox"/> 団体	【協議会、交通事業者】		区分	その他の補助金
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 公募 (協議会のみ)	(公募の場合) 公募時期		随時	
(公募の場合) 応募要件	協議会: 地域の生活交通を確保することを目的とする地域住民等からなる組織				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	平成 24	年度	経過年数	12	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	【補助金の目的】 「公共交通空白地及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例」に基づき、バス停や鉄道駅と一定距離や高低差のあるなど公共交通が不便な地域において、地域主体の取り組みに対し支援を行うもの。 【補助対象事業】 生活交通支援事業				
補助金の終期	令和 6	年度	延長回数	2	回
終期を延長する理由	人口減少や高齢化の進展に伴い、バス路線の休廃止が相次いでおり、通勤・通学・通院・買い物などの日常生活に必要な生活交通の確保が課題となっている。 高度経済成長期に開発された住宅地では高齢化が顕著となっており、全市的に高齢化が進展するとともに、丘陵地など、公共交通が不便な地域における生活交通の確保が課題は、今後ますます増えていくと考えられることから、地域における自立的・持続的な公共交通を確保するための本補助制度については、継続する必要があるもの。				
交付対象経費及び補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ①補助対象【協議会】 調査、検討その他市長が必要と認める活動に対し、単年度につき50万円を上限 ②補助対象【交通事業者】 試行運行に係る収支差額補助で、必要経費に2分の1を乗じて得た額、もしくは300万円のいずれか少ない額を上限			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	0 件	0 件	0 件	0 件
	3,500 千円	0 千円	0 千円	0 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要					
補助金交付 による効果	地域による主体的な生活交通確保の検討・試行運行に対して支援を行うことで、地域における課題解決や自立的な取り組みを後押ししている。				

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。